

## 交渉(全労働京都支部)議事概要(令和4年11月21日)

京都労働局長(当局)は、令和4年11月21日(月)、全労働省労働組合京都支部執行委員長(全労働京都支部)と交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

### 1【全労働京都支部】

新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、経済が長期に停滞する中で、労働者・国民に与える影響は計り知れず、労働行政に求められる役割は一層大きくなってきている。雇用調整助成金や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応助成金への対応のほか、新型コロナ関連の労災申請など業務量が増加する中、働き方改革関連法に係る業務や労働保険未手続事業場への対応など、業務量は年々増加傾向にあるにもかかわらず、定員をめぐる状況は大変厳しいものがある。

職場の体制確保を図ること。

#### 【当局】

いずれも重要な課題であり、これらについて第一線機関における体制整備が不可欠であることは十分認識している。膨大な申請があった新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応助成金の対応等に当たっては、担当部署だけでなく各部署からの応援も得て実施してきたところであり、国民の皆様へのサービスを低下させることはあってはならず、現在の組織・機能が維持できるよう、関係機関に要望してまいりたい。

### 2【全労働京都支部】

今年度の人事院勧告では若手職員の月額賃金の改善はあったものの、全体として不十分なものであると言わざるを得ない。特に再任用職員など高齢層の処遇は職務実態に見合わず著しく低い状態に置かれたままであり、また、全体としても公務員賃金が、生活と労働の実態に相応しい水準となるよう改善を図っていただきたい。

#### 【当局】

これまでの給与水準の引き下げなどは職員の生活設計に大きな影響を及ぼし、職員の士気の低下にもかかわるものと認識している。

再任用職員など高齢層の処遇改善も含め、職場の実情等を踏まえた適切な措置が講じられるよう関係機関に要望してまいりたい。

### 3【全労働京都支部】

労働行政で働く非常勤職員は、第一線窓口で質・量ともに専門性の高い業務を担っており、非常勤職員の協力なくして成り立たない。非常勤職員制度を抜本的に見直し、雇用の安定、均等待遇、給与や諸手当、休暇制度の拡充等の改善を行うこと。

**【当局】**

非常勤職員は、複雑困難化・多忙化する第一線の職場で、労働行政推進のために懸命に働いていただき、職場においても欠くことができない存在になっている。

引き続き、非常勤職員の処遇や制度の改善に向けて、関係機関に要望してまいりたい。